

第2章 給料・手当

福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員 で常勤のものの報酬及び旅費に関する条例

〔平成18年5月1日〕
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定に基づき準用する同法第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職職員の報酬及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者

(報酬の額)

第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。

(旅費)

第3条 特別職職員が公務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 特別職の職員の旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給方法等)

第4条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 報酬は、毎年9月及び3月の20日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)に支給する。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更して支給することができる。
- 3 特別職職員が月の中途において、その職に就任し、又は離職したときの報酬月額は、その期間の現日数から福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年条例第6号)第2条第4項、第6項及び第7項の規定に基づく週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額とする。
- 4 この条例に定めるものを除くほか、報酬及び旅費の支給方法については、福岡都市圏南部環境事業組合職員の給与に関する条例(平成18年条例第8号)及び福岡都市圏南部環境事業組合職員等の旅費に関する条例(平成18年条例第9号)の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に在職する収入役がその任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第 1 条及び別表の規定は適用せず、改正前の第 1 条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

職名	報酬月額	旅費の額
管理者	20,250 円	特等級の職員の例による。
副管理者	18,750 円	